

平成 26 年度第 6 回葉山町総合計画審議会 議事録

日 時 平成 26 年 10 月 31 日 (金) 12 時 30 分 ~ 14 時 20 分

開催場所 葉山町役場 3 階 協議会室 1

出席者 委員

(出席) 臼井会長、浦上委員、鹿嶋委員、北村委員、高梨委員、
田辺委員、福本委員、福安委員、藤井委員、宮内委員
(欠席) 近藤委員

町及び事務局

山梨町長、小山総務部長、伊藤企画調整課長、
和嶋副主幹、新倉副主幹、(株)ぎょうせい

- 議事日程
- 1 会長あいさつ
 - 2 議題
 - (1) 第四次葉山町総合計画(基本構想・前期基本計画)答申案について
 - (2) その他
 - 3 閉会

配布資料

会議次第

資料一覧

- ・(資料 1) 第四次葉山町総合計画(案)〔答申案〕
- ・(資料 2) 第四次葉山町総合計画基本構想(案)、第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)に関する総合計画審議会の主な意見への対応一覧
- ・(資料 3) 第四次葉山町総合計画基本構想(案)、第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)に対する葉山町総合計画特別委員会(議会)からの意見等への対応一覧について
- ・(資料 4) 第四次葉山町総合計画基本構想(案)、第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

(会長あいさつ)

会 長 パブリックコメントの手続きも済み、それを受けて、今日が最後の審議会になります。限られた時間ですが、有効に使いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(町長あいさつ)

町 長 あらためまして、皆さん、こんにちば。本日もお忙しいところ、こうしてお足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。昨年度から数えますと、本日で 9 回目の会合になるかと思えます。皆さまには、大変長い時間とお力をいただき、ここまでまとめあげてきていただいていることを、わたしも重々

承知をしております。思い起こしますと、葉山町として初めて、計画の策定過程において、「ワーキンググループ」を設置し、町民の皆さまから直接多くの意見をいただき、本計画の土台にしてきました。また、その「ワーキンググループ」から本審議会に入っていたいただいている方もいらっしゃいますけれども、町民の声、そして有識者といわれる皆さま、先生方のご意見を頂きながら、こうしてまとめられたことを本当にうれしく思っております。パブリックコメントでも、町民の方から非常に前向きなご意見やご提案を多くいただき、町を思う気持ちが強く反映されたものだと感じております。

一方、議会の方でも特別委員会の設置をしていただいております。本審議会の動向にも注目をいただきながら、さまざまなご議論やご意見をいただいております。また議会本会議においても、今回まとめた総合計画についてどのように推進していくのかといったご質問等をいただいております。私も答弁として、総合計画を踏まえた行政運営をしっかりと行っていくのだということを申し上げます。

これからは、この総合計画をしっかりと本にまとめた後、その本がボロボロになっても、しっかり手に携えて、持って、行政運営をしていかななくてはならない。そんな覚悟であることをあらためて申し上げたいと思っております。既にまとまったようなことを申し上げてしまいましたが、ある意味、今日が最大の山場になるかと思えます。ぜひ引き続きの活発な議論を通して、実りあるものをまとめていただきたいと思います。あらためて、よろしくお願い申し上げます。

(会議の成立について及び欠席委員の報告)

事務局 本日の審議会委員 11 名中 10 名の委員にご出席いただいておりますので、審議会規則第 5 条第 2 項により、会が成立していることをご報告させていただきます。

(傍聴について)

事務局 事務局において、傍聴者募集を町ホームページで行ったところ 1 名の傍聴希望がございました。

(議題)(1) 第四次葉山町総合計画(基本構想・前期基本計画)答申案について

事務局より資料 1 に基づき説明が行われた。

(質疑応答)

会 長 ここからは時間の許す範囲でフリーディスカッションになりますが、意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

委 員 7 ページの「序論 第 4 章 葉山町の特性」の海水浴場の記述のところで、「長者ヶ崎」は「長者ヶ崎・大浜」と記載するのではないのでしょうか。そのよ

うに直していただけますか。

委員 14ページの「基本構想 第4章 基本目標」の各基本目標の末尾について、「...しているまち」のように現在進行形で統一できるといいと思います。「基本目標3」と「基本目標5」だけがそうになっていないので、それぞれ「子育てができてきているまち」「安全で快適に暮らしているまち」というように修正した方が、全体の統一性がとれると思います。

会長 他とのバランスから、直した方がよさそうですね。

事務局 分かりました。

委員 44ページの「基本施策4 生涯スポーツ活動の推進」に、「単位施策4 03 スポーツ環境の充実」として、学校体育館や南郷上ノ山公園等云々とあります。最近、私の6歳の子どもがサッカーをやりたいと言い出したのですが、家の周りに適当な場所がないんですね。小さな公園でやろうとすると、近所の方に怒られたりして。それで、スポーツを推進したり充実させるには、大きなハコ物を造るのではなく、家の周りに遊んだりできる環境をどれだけ整えられるかということの方が実は重要なのかなと思ったのです。そこで、いわゆるハコ物を造るだけではなく、スポーツに接しやすい環境を整えるとした方がいいと思います。

委員 私はたまにサイクリングをするのですが、自転車で走っていると、よく車に幅寄せされたりします。ですから、スポーツに接しやすくするというのは、公園のことだけでなく、道が広いとか、安全に歩ける、自転車に乗れるとか、もう少し幅が広い施策での対応が必要だと思います。

委員 今のお話は、「単位施策4 03 スポーツ環境の充実」の文面が施設のみに言及していることが問題だと思うので、冒頭部分を見出しに沿った内容に修正することです。

事務局 末節も「また、スポーツ施設の充実にむけた...」ではなく「スポーツ環境の充実にむけた」ですね。

委員 そうです。ハコ物だけではなく、町全体をスポーツのしやすい環境にという感じですね。

委員 73ページの「基本施策17 公共下水道事業の推進」の「協働でできること」にある、「油など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます」とは、具体的にどういうことを行政として考えているのか、説明いただきたいのですが。

事務局 例えば、町から水質検査による森戸川の基準値を示しながら、個々のご家庭からの協力を得るために、環境に優しい洗剤を使えばより水質が向上するという情報を広報誌やホームページ等でどんどん発信していくようなことが、行政でできることかと思えます。

会長 洗剤は選べるので、処理に手間がかかる油より住民が取り組みやすい。「洗剤や油など」という表記にしたらどうですか。

- 事務局 分かりました。
- 委員 事務局説明では、69ページの「基本施策15 循環型社会の形成」の「協働でできること」にある“ごみへらし隊”は他のボランティア団体と設立過程が違っていたので、町が募集し、設立した団体であることが分かるように補足説明を入れた方がいいと思います。
- 会長 用語の解説、あるいは本文の中にその趣旨が入ってもいいと思うので、工夫してください。
- 委員 53ページの「単位施策8 02 子どもの健やかな成長」ですが、言葉として「子どもの健やかな成長」ということ自体が施策といえるのか。「子どもの健やかな成長の支援」などした方がいいと思います。
- 会長 これもいいですね。
- 事務局 はい。
- 委員 38・39ページ「基本施策1 学校教育の充実」では、基本目標にある「生きる力」を受けて、施策分野の将来像には、その要素として「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をあげていますが、以降の本文では「確かな学力」に焦点が当たっていて、「豊かな心」、「健やかな体」に関しての記述があまり見られないように思えます。最近、内閣で話に出た道徳の教科化とかスポーツなど、他の施策と絡めながら、この二つについての説明がもう少しあっていいと思います。
- 会長 「単位施策1 03 特別支援教育の充実」中の“インクルーシブ教育”や「単位施策1 04 開かれた学校づくりの推進」などは、「豊かな心」につながれると思います。三つのキーワードが単位施策の記述の中に入るように直してください。
- 事務局 分かりました。
- 委員 96ページの「基本施策28 適切な橋りょうの維持管理」の「協働でできること」を書かないという説明がありましたが、「基本施策38 健全な財政運営の維持」といった財政関係の分野でも書かれているのであれば、例えば、“町は「橋梁長寿命化修繕計画」の必要性を町民にも分かるように説明する”とか、“住民が危険箇所を見つけたら町に報告する”といったことも含めた情報のやり取りを協働の柱とすることも考えられると思います。
- 会長 双方向でのやり取りもそうですし、事柄によっては優先順位など、町民の意見を聞いてもらうのも構わないと思います。限られた財源の中での優先順位は各地域の利害操作になってしまいますが、調整は必要なので、それについての住民の協力はあっていいと思います。今の委員からの意見と私が追加した事柄が考えられるので、もう一度提起してみてください。
- 事務局 はい。
- 委員 50ページの「基本施策7 人権と平和の尊重」の「まちづくり指標」に「平和標語コンクールの応募点数」とありますが、これだけでは非常に弱いですね。

他にも町民サービス課が窓口になっている人権の作文や「社会を明るくする運動」の作文、さらには町長が会長となっている「あいさつ運動」の標語などもここに関わってくるのではないかと思います。ここを指標から削除してもいいのではとも感じたので、そこを検討していただければと思います。それと26ページの「都市構造概念図」には、「緑の交流拠点」が3か所、記されていますが、三ヶ岡と二子山の間「三浦半島連絡軸」と記されているあたりに、もう一つの「緑の交流拠点」として仙元山が考えられます。5月ごろ仙元山に登りましたが、多くの方々を見かけました。「三浦半島連絡軸」の文字を少し上に移動して、中心交流地点のすぐ右側のあたりに仙元山を「緑の交流拠点」として、書き加えていただくよう検討していただければと思います。

会 長 「基本施策7 人権と平和の尊重」については、必要なら「現状と課題」の三つ目の文章に他の例を加えるか、あるいは「単位施策7 03 平和意識の普及・啓発」の中で他の例を書き加えるなどの処理をすればいいと思います。26ページの「都市構造概念図」については、そもそも修正できる可能性があるのでしょうか。

事務局 この「都市計画概念図」は、都市計画審議会ですとまとめられた都市計画マスタープランの中にある図を転載したものです。確かに仙元山はハイカーも多く、「緑の交流拠点」としてふさわしいと考えられますので、本件を所管である環境課や都市計画課にフィードバックし検討したいと思います。

会 長 ちょっと私から補足させてください。23ページから27ページにかけての「第6章 土地利用基本構想」の部分は、厳密に言えば、この審議会できちんと議論をしていないのです。そもそもこの計画の基本は、基本構想の「第1章 基本理念」から「第3章 将来の人口」にあるように、葉山町のあり方として、推計では人口は将来減る傾向にあるけれど、新たな町の開発は基本的に行わず、住みやすい葉山を継続することを前提に今の人口をできるだけ維持する方向で舵を取ろうというものだと思います。それで、23ページは「葉山町の土地利用の現状について」の内容で政策とは関係ない話ですから、記述として問題はない。続く24ページの「土地利用の基本方向」以降の部分についてですが、「土地利用の基本方向」というのは、実は面倒で、例えばこの本文には「海岸地域や里山の景観の保全、旧別荘地から継承した町並み、風致の維持などを重視した土地利用とします」と書いてあります。また、海岸地域や山手地域について「...土地利用を図ります」緑陰地域について「...最小限の範囲に抑制します」などと書かれていますが、実は葉山町の土地には、都市計画法などを受けてさまざまな規制がかかっています。それは市街化調整区域だけでなく、市街化区域にも高さ制限などの法的な規制がある。おおもとの考え方を受けて、町と県が都市計画法の線引きの議論をした結果として規制がかかっているわけです。この総合計画で土地をどう活用するかという話ではなく、自分たちが考えてきたまちづくりが継続できるように町が自ら調整し規制をかけてきた結果として

現状があるのだと思うのです。これまでの考え方を受け、法的な規制も含めてさまざまな土地利用に関する枠組みがあり、その結果を整理するとこのように26ページで図示できるということなのです。つまり、この計画で都市構造やゾーン、軸を決めたということではなく、まちづくりについてのこれまでの考え方をこれからも継続していく。その中で人口が減らないよう努め、葉山の町を大切にしていくという意味合いの記述が、このページには必要なのです。その部分に関する記述を補ってください。申し訳ありませんが、今日が最後の審議会なので、この部分については、先ほど委員から出された「都市計画概念図」の修正の件を含めて、私の方で町と調整していく方向でご了解いただければと思います。

委員 31ページの「基本計画書の構成」に「協働でできること」の説明書きがありますが、ここの印は他の項目で箇条書きの文頭に使われている印と同じで紛らわしい。また、町民と行政の両方が主語のものを表している印は、マイナスのイメージがあるので、人型のようなもので表現した方がいいと思います。人型が二つ合わさったマークにすれば、中学生でもパッと見て分かりやすいのではないのでしょうか。

会長 この部分に関して、私からも一点。説明文にある「主語」は「主体」と変えた方が分かりやすいと思います。

事務局 分かりました。

委員 施策分野が行財政運営のところを見ると、行政は行政、住民は住民という感じがします。協働を掲げるのであれば、やはり行政と住民との垣根が低い、開かれた行政というものを目指すような取り組みが必要だと思います。例えば、地元企業との人材交流を行うとか。地元と、人やもの、資金を共有できるようにしくみを作る必要があると思います。

会長 これはどのように扱いましょうか。

事務局 例えば、108ページから113ページにかけての「基本施策32 広報・広聴活動の充実」、「基本施策33 協働によるまちづくりの推進」、「基本施策34 地域コミュニティの活性化」の部分では、前回ご指摘のあった意見等を受け、広報・広聴活動の充実や地域コミュニティ活性化等を通じて、そういった垣根を取り払うような施策を整理しています。

委員 行政のあり方としては、もうちょっと開かれた形。人材育成にあたって、例えば海の家など地元のビジネスと交流してみるとか。逆に地元企業の人を受け入れるとか。垣根を低くして、いろいろなプロジェクトを住民と一緒にやるような方向性をつけられたらいいと思います。

会長 いろいろな方法があります。例えば中学生が、夏休みに1週間ぐらい町の仕事に参加して、それによって町役場というものの役割や努力を知ってもらうような試みを、英語でサービスラーニングといいます。もちろん高校生、あるいは一般の方でもいい。大学生向けのインターンシップ制度を町がやれば、ある種

のサービラーニングになるわけで、そういう取り組みをすることだけでも、委員のお話の趣旨に近づくだらうと思います。さらに、町役場の職員研修の中で地域のサービラーニングを行う。相互に行うことで、垣根の状況はだいぶ変わると思います。厳密にいうと、こうした交流を通じて伝わる情報の取り扱いには議論の余地がありますが、そこをクリアできるのであれば、町民向けのサービラーニングを行うとか、地元企業や NPO 活動に町の職員を研修で派遣するといったことが書き込めれば、かなり意義のある内容になるかと思います。人事セクションに戻して検討していただければと思います。

委員 会長の先ほどのお話を踏まえて考えると、23 ページからの「第 6 章 土地利用基本構想」は、「第 3 章 将来の人口」と「第 4 章 基本目標」の間に移動してはどうかと思うのですが。基本構想の流れを提案として見た場合、「第 3 章 将来の人口」に続いて「第 6 章 土地利用基本構想」があり、これは総合計画の審議内容ではなく以前から前提としてあるものという位置づけをした上で、基本目標を立て、施策の大綱に進むという流れの方が、内容的に私たちが審議してきたこととその他の組み合わせとして適切な形ではないかと思うのです。あと、この図版がこの審議会で提案する図版でないのであれば、出典や引用を入れていただいた方がいいと思います。

会長 25 ページ「土地利用基本方向図」と 26 ページ「都市構造概念図」については、出典をきちんと書いてください。それから、「第 6 章 土地利用基本構想」の位置を変えるのは可能ですか。

事務局 町の最上位計画である総合計画に、「まちの将来像」を掲げることにより、下位計画である「都市計画マスタープラン」はそれと整合した形で作り込みをしていくことになるので、ここに載せていきたいと考えています。考え方としては、「第 1 章 基本理念」から「第 5 章 施策の大綱」までを実現するにあたり、本計画においても、これまでの土地利用構想に沿ったまちづくりを引き続き行っていくという意味合いで第 6 章を加え、概念図を示しています。

また、基本計画の下には、そこに示した取り組みを具体的に実施していくための実施計画がぶら下がります。実施計画は、財政部門が作成する財政計画と整合させ、実施計画の推進を財政面から支えることとなります。総合計画に書いていないものはやらない、書いているものはやるという意味合いを持たせる予定であり、行政側の立場として、予算が付いている部分について、どこの章が、どこの実施計画に反映されているという整合性を持ったつくりをしていかなければなりません。「第 6 章 土地利用基本構想」は、今までかけてきた規制を今後も踏襲していくというような意味合いなので、このままの位置で進めさせていただかないかと思っています。

委員 そうだとしても、「第 4 章 基本目標」、「第 5 章 施策の大綱」と「第 6 章 土地利用基本構想」との関係があまりよく見えませんし、第 6 章のところだけに出てくる用語があまりにも多い。「第 3 章 将来の人口」の後に続くのであれば、

こういう背景の下、こういう基本目標のもとで計画を進めるという流れとして読めるのですが、この位置にするのであれば、その後の基本計画の中で、第6章に出てくる用語、言葉がもう少し使われるようにした方がいいのではないかと思います。

会 長 難しいところです。ただ、そのように組み替えると、「第6章 土地利用基本構想」の内容を計画の前提条件として位置づけることになりますね。

事務局 町のランドデザインというものが将来どうなっていくかということは、やはり総合計画的に必要なだと考えています。ただし、ここについての細部にわたる事項について審議していくのは都市計画審議会となっています。

委 員 それでは「第6章 土地利用基本構想」に掲載している図については、「都市計画マスタープラン」など出典を示した上で、この後の計画を読んでくださいというような流れに書き換えていただけないでしょうか。

委 員 前後との関連性も大事ですが、重要なのは計画の中身。これからどのような基本構想に基づいて、行政が一つ一つ住民が考えていることを検討し、具体化していくかということだと思います。

会 長 「第6章 土地利用基本構想」については、ここを前提として施策があるのではなく、施策を打っていった結果としてあるものであり、町の土地利用基本構想は今まで進めてきた方向の延長線上で考えていくという位置づけにしたい。そのための加筆をお願いしたいと思います。ですから、「第6章 土地利用基本構想」はこの位置でいいと思います。

委 員 分かりました。

会 長 ここで私から一点。65ページ「基本施策13 障害児・者福祉の充実」にある4つの用語の解説のうち、「福祉的就労」についての説明が正確ではないので直してください。障害福祉サービスとして働く場が提供されると、福祉向上ということで最低賃金法の適用対象外になります。ですからここは、「最低賃金法の適用除外になる就労形態のこと」のほうが表現としては適当だと思います。正確には「障害者が、最低賃金法の適用除外を受けて働くこと。多くの場合、福祉的な対応で職場が用意されている」となります。

委 員 先ほど進行形の言い方に改めるとされた14ページの「第4章 基本目標」の一覧表の「基本目標」の3番と5番の修正に伴い、32ページの「基本計画の体系」や対応する「基本施策」が書かれている52ページ、66～75ページでも連動して修正していただくようお願いします。

会 長 ありがとうございます。そろそろよろしいですか。今日出されたご意見の多くは会議の中で確認をしながら進めましたので、具体的な修正が可能だと思います。若干、担当部課に戻して、議論し直していただかないといけないものがありますが、それについては私と事務局のほうで整理させていただきたいと思います。

(今後のスケジュール)

(説明)

本日の審議会を受けて、事務局と会長で調整の上、答申書を作成。11月6日に会長より町長へ答申を行い、さらに翌7日、10日に議会の総合計画特別委員会での議論を経て、19日に総合計画の議案を上程する予定であることが事務局より伝えられた。

(閉会)

事務局 大変長期間にわたりました議論いただき、答申をいただける運びとなりました。本当にありがとうございました。

会長 町の素案に対してあまり、いろいろな注文を付けられるところまで議論が深められないのではというようなご心配の話もありましたが、皆さんにたくさんのご意見を出していただき、町の職員にもいい刺激を与えたのではないかと思います。議会での審議を経て最終的にでき上がった計画についても、また温かく、なおかつ厳しく見守っていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。

以上